

令和5年7月北河内4市リサイクル 施設組合議会臨時会会議録

令和5年7月21日（金）開会・閉会

北河内4市リサイクル施設組合議会

議 事 日 程

令和5年7月21日（金）午後2時開会
令和5年7月北河内4市リサイクル施設組合議会臨時会

日 程	事件番号	事 件 名	
1	—	仮議席の指定	
2	—	会期の決定	
3	選 挙 第 1 号	議長の選挙	
4	—	議席の指定	
5	選 挙 第 2 号	副議長の選挙	
6	議 案 第 4 号	監査委員の選任	
7	報 告 第 1 号	専決処分の報告	

令和5年7月北河内4市リサイクル施設組合議会臨時会会議録

1. 開 会 令和5年7月21日 午後2時

1. 会 期 1日間

1. 出席議員 (13名)

(議 席)

1 番	漆原 周義	(枚方市議会)
2 番	松岡ちひろ	(")
3 番	番匠 映仁	(")
4 番	泉 大介	(")
5 番	千葉 雅民	(")
6 番	川口 肇人	(寝屋川市議会)
7 番	坂口安喜子	(")
8 番	北川 健治	(")
9 番	中林 和江	(")
10 番	土井 一慶	(四條畷市議会)
11 番	長畑 浩則	(")
12 番	皿海 ふみ	(交野市議会)
13 番	久保田 哲	(")

1. 地方自治法第121条による出席者

管理者	広瀬 慶輔	(寝屋川市長)
副管理者	伏見 隆	(枚方市長)
副管理者	東 修平	(四條畷市長)
副管理者	山本 景	(交野市長)
会計管理者	畑中 克仁	(寝屋川市会計管理者)
事務局長	山口 克也	(兼務)
課長	則武 一永	(兼務)
係長	小西 仁志	
	高田 哲治	(兼務)

1. 同席者

関係構成4市（寝屋川市）	環境部長	谷口 卓也
	環境総務課長	園 高哉
（枚方市）	環境部長	兼瀬 和海
	循環型社会推進室	
	循環型社会推進課長	内山 正昭
（四條畷市）	市民生活部長	笹田 耕司
	副参事兼	
	生活環境課長	杉本 一也
（交野市）	環境部長	濱中 嘉之

1. 出席事務職員

書記長	山口 克也（兼務）
書記	森澤 可幸
書記	則武 一永（兼務）
書記	高田 哲治（兼務）

令和5年7月北河内4市リサイクル施設組合議会臨時会会議録目次
(令和5年7月21日)

開会（午後2時）	1
臨時議長の選出（北川健治臨時議長）	1
出席状況の報告	1
北川健治臨時議長の開会宣言	1
広瀬慶輔管理者の開会の挨拶	1
会議録署名議員指定（川口肇人議員と土井一慶議員）	2
仮議席の指定	2
会期の決定	2
選挙第1号 議長の選挙	2
漆原周義議長就任の挨拶	3
議席の指定	4
選挙第2号 副議長の選挙	4
北川健治副議長就任の挨拶	5
広瀬慶輔管理者の正副議長就任に対する挨拶	5
諸般の報告	
（令和5年2月9日から令和5年7月20日までの諸会議の報告）	6
議案第4号 監査委員の選任	6
（皿海ふみ議員退場）	
広瀬慶輔管理者の提案理由説明	6
議案第4号採決	6
（皿海ふみ議員入場）	
報告第1号 専決処分の報告	6
則武一永課長の提案理由説明	6
報告第1号採決	10
広瀬慶輔管理者のお礼の挨拶	10
漆原周義議長の閉会の挨拶	11
閉会（午後2時29分）	
地方自治法第123条第2項の規定により署名	
付議事件一覧表	

(午後2時00分 開会)

○書記長(山口克也君) 本日は、何かとご多忙な中を北河内4市リサイクル施設組合議会の臨時会にお集まりをいただき、ありがとうございます。

また、日頃から本組合には格別なご理解とご配慮を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

本日は令和5年度最初の組合議会でございますが、本組合議会の議長及び副議長が任期満了により不在となっております。

これから議会が開かれますが、地方自治法第292条において準用する同法第107条に「議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う」と規定されておりますので、出席議員中、最年長議員の北川健治議員に臨時に議長の職務を行っていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、北川健治議員、議長席にお移りいただきますよう、お願いいたします。

○臨時議長(北川健治君) ただいまご紹介いただきました、北川でございます。議長が選挙されるまでの間、私が臨時に議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

本日は、何かとご多忙の中をお集まりいただき、ありがとうございます。

開会に先立ち、書記長から議員の出席状況を報告させます。

山口書記長。

○書記長(山口克也君) 本日の会議のただいまの出席議員数は13人でございます。

以上で報告を終わります。

○臨時議長(北川健治君) ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから令和5年7月北河内4市リサイクル施設組合議会臨時会を開会します。

開会に際し、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。

広瀬管理者。

○管理者(広瀬慶輔君) 本日、令和5年7月北河内4市リサイクル施設組合議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中、また大変暑い中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さる4月17日に発生いたしました火災事故では、議員各位及び市民の皆様方には大変ご心配をおかけをいたしましたことを謹んでお詫び申し上げます。

各市広報誌及びホームページで、分別収集における注意点を改めて啓発するとともに、異物の混入をチェックするため展開検査を5月、6月に実施いたしました。

再びこのような事故が起きることがないように努めてまいり所存でございますので、議員各位におかれましては引き続きご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日提案させていただきます案件は、監査委員の選任1件、専決処分の報告1件の計2件でございます。

案件の内容につきましては、上程の際、ご説明を申し上げますので、議員各位におかれましては、慎重にご審議いただき、ご協賛賜りますようよろしくお願いを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（北川健治君） 次に、本臨時会の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、川口肇人議員と土井一慶議員の2人を指名します。

○臨時議長（北川健治君） 日程第1、「仮議席の指定」を行います。

議長が議席の指定を行うまでの間、ただいま皆様が着席されている議席を仮議席として指定します。

○臨時議長（北川健治君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。

これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（北川健治君） ご異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

○臨時議長（北川健治君） 日程第3、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思えます。

これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（北川健治君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

これから指名推選を行います。

お諮りします。

指名推選の指名者は臨時議長にしたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(北川健治君) ご異議なしと認めます。

よって、指名推選の指名者は臨時議長にすることに決しました。

議長の指名を行います。

議長に漆原周義議員を指名します。

お諮りします。

ただいま臨時議長において指名しました漆原周義議員を議長の当選人と定めることにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(北川健治君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました漆原周義議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました漆原周義議員が議場におられますので、本席から北河内4市リサイクル施設組合議会会議規則第32条第2項の規定により、議長当選の告知をいたします。

漆原周義議長から就任に際し、挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。

漆原周義議長。

○議長(漆原周義君) 議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび議長選挙におきまして、皆様方のご推挙をいただき、議長という要職を仰せつかることとなり身の引き締まる思いをいたしております。

議長としての職責・重要性を深く認識し、組合議会の円滑な運営に全力を尽くす決意でございます。

近年の様々な環境問題が注目されている中、北河内4市リサイクル施設組合では、環境への負荷をできる限り少なくする循環型社会を目指し、実に意義深い事業に対して、4つの市で広域的に取り組んでおられます。

この1年間、皆様方のご理解とご協力を頂きまして、職責を全うしてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。
よろしくお願いたします。

○臨時議長（北川健治君） 漆原周義議長の挨拶は終わりました。

それでは、漆原周義議長と交代します。

ここで、臨時議長の職務を終わらせていただきます。ありがとうございました。

漆原議長、よろしくお願いたします。

○議長（漆原周義君） それでは、引き続き議事を行います。

日程第4、「議席の指定」を行います。

議席は、お手元に配付をしております議席図のとおり指定いたします。

○議長（漆原周義君） 日程第5、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（漆原周義君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

これから、指名推選を行います。

お諮りします。

指名推選の指名者は議長にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（漆原周義君） ご異議なしと認めます。

よって、指名推選の指名者は議長にすることに決しました。

副議長の指名を行います。

副議長に北川健治議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました北川健治議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（漆原周義君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました北川健治議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました北川健治議員が議場におられますので、本席から北河内4市リサイクル施設組合議会会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

北川健治副議長から就任に際し、挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けいたします。

北川健治副議長。

○副議長（北川健治君） 副議長就任に当たりまして、一言、御礼のご挨拶を申し上げます。

ただいま副議長にご推挙いただき、大任を拝しましたことは、誠に身に余る光栄であります。慎んで御礼を申し上げます。

この1年間、漆原議長のもと、公平で円滑な議会運営を心がけ、全力で取り組んでまいり所存でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

簡単措辞ではございますが、就任に際しましての御礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（漆原周義君） ただいま管理者から、このたびの正副議長の就任に際し、挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けいたします。

広瀬管理者。

○管理者（広瀬慶輔君） 正副議長の就任に当たり、一言、お祝いのご挨拶を申し上げます。

このたび、新たに北河内4市リサイクル施設組合議会の議長にご就任をされました漆原周義議員、副議長にご就任をされました北川健治議員には、心からお祝いとお慶びを申し上げます。

今後、正副議長には、当組合の運営に格別のご理解とご協力をいただきますとともに、議会運営に特段のご配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

当組合といたしましても、副管理者を始め、事務局職員一丸となり、事業の円滑な推進に全力で取り組んでまいり所存でございますので、皆様方にはなお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、正副議長就任に際してのお祝いのご挨拶とさせていただきます。

誠におめでとうございます。

○議長（漆原周義君） この際、諸般の報告をします。

令和5年2月9日から令和5年7月20日までの諸会議の報告につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりです。ご了承いただきますよう、お願いいたします。

○議長（漆原周義君） 日程第6、議案第4号「監査委員の選任」を議題とします。

なお、本件は、地方自治法第292条において準用する同法第117条の規定により、皿海ふみ議員が除斥となります。

○議長（漆原周義君） 管理者から提案理由の説明を求めます。

広瀬管理者。

○管理者（広瀬慶輔君） 議案第4号、監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧くださいと存じます。

本案は、議会選出の監査委員、柳生駿祐議員が令和5年4月30日をもって退任をされましたので、後任委員として皿海ふみ議員を選任いたしたく、北河内4市リサイクル施設組合同規約第13条第2項の規定により同意を求めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ、慎重にご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（漆原周義君） 本件については、質疑、討論を行わず、直ちに採決に入ります。

本件は、原案に対し同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（漆原周義君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案に対し同意することに決しました。

皿海ふみ議員の除斥を解きます。

○議長（漆原周義君） 日程第7、報告第1号「専決処分の報告」を議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

則武課長。

○書記（則武一永君） ただいま上程いただきました報告第1号、専決処分の報告につきまして、提案理由のご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお開き願います。

本案につきましては、緊急を要し、組合議会を招集するいとまがないと認めたため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、管理者において専決したものでございまして、同条第3項の規定によりご報告し、承認を求めるものでございます。

3ページに移りまして、専決第1号、北河内4市リサイクル施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本条例は、令和5年3月29日付で専決処分させていただいたものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、条例案の要旨につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、あわせて、参考資料の1ページをお開き願います。

1 改正理由といたしましては、

「個人情報の保護に関する法律」の施行及び「北河内4市リサイクル施設組合個人情報保護条例」の全部改正に伴い、北河内4市リサイクル施設組合情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務、その他の事項に関し所要の規定の整備を行うため、全部改正を行うものでございます。

2 主な改正内容といたしましては、

(1) 定義につきましては、

用語の意義は、「北河内4市リサイクル施設組合情報公開条例」又は「北河内4市リサイクル施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例」の定めるところによるものでございます。

(2) 設置につきましては、

次に掲げる事務を行うため、北河内4市リサイクル施設組合情報公開・個人情報保護審査会を置くものでございます。

①「情報公開条例」の規定による開示等決定又は開示請求に係る不作為について、審査請求があった場合における諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

②「情報公開条例」の規定による「情報公開条例」を改正・廃止しようとする場合などにおける諮問に応じ、当該事項について調査審議すること。③「個人情報の保護に関する法律」の規定による開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等、又は開示請求等に係る不作為について審査請求があった場合における諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。④「個人情報保護法施行条例」の規定による「個人情報保護法

施行条例」を改正・廃止しようとする場合などにおける諮問に応じ、当該事項について調査審議すること。

(3) 組織につきましては、

審査会は委員5人以内をもって組織することとするものでございます。

(4) 委員につきましては、

ア 委員は、識見を有する者のうちから管理者が委嘱することとするものでございます。

イ 委員の任期は、2年とし、再任されることはできることとするものでございます。

ウ 管理者は、「委員が心身の故障のため、職務の執行ができないと認めるとき」などには、その委員を罷免することができることとするものでございます。

エ 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないこととするものでございます。

(5) 審査会の調査権限につきましては、

ア 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、当該諮問に係る公文書又は保有個人情報の提示を求めることができることとするものでございます。

イ 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、当該諮問に係る公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を、審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができることとするものでございます。

(6) 調査審議手続の非公開につきましては、

審査請求に係る調査審議の手続は、公開しないこととするものでございます。

(7) 委任につきましては、

審査会に関し必要な事項は、規則で定めることとするものでございます。

(8) 附則につきましては、

ア 施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

イ 経過措置として、

(ア) 現に「情報公開条例」又は改正前の「北河内4市リサイクル施設組合個人情報保護条例」の規定により北河内4市リサイクル施設組合情報公開・個人情報保護審査会にされている諮問は、「情報公開条例」又は「個人情報保護法」の相当規定により、審査会にされた諮問とみなすこととするものでございます。

(イ) 現に改正前の条例の規定により委嘱された北河内4市リサイクル施設組合情報公開・個人情報保護審査会の委員である者は、施行期日に、改正後の条例の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなすとするものでございます。

ウ 「情報公開条例」の一部改正として、北河内4市リサイクル施設組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関し、実施機関は①「情報公開条例」を改正・廃止しようとする場合及び②情報公開制度についての運用上の細則を定めようとする場合においては、審査会に諮問することができる旨の規定を追加するものでございます。

続きまして、専決第2号、北河内4市リサイクル施設組合職員の勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

本条例は令和5年3月29日付で専決処分させていただいたものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、条例案の要旨につきましてご説明申し上げます。議案書の8ページ、参考資料の4ページをお開き願います。

1 改正理由といたしましては、

地方公務員法の改正により、職員の定年が引き上げられたことから、定年前再任用短時間勤務職員制及び暫定再任用制度が導入されたことにより、勤務時間等の制度を整備するため、一部改正を行うものでございます。

2 主な規定内容といたしましては、

第1「北河内4市リサイクル施設組合職員の勤務時間等に関する条例」の一部改正につきましては、

1 定年前再任用短時間勤務職員について、勤務時間を定める。

2 当該条例の一部改正に伴う経過措置として、暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員として当該条例を適用することを定めるものでございます。

続きまして、第2「北河内4市リサイクル施設組合職員の育児休業等に関する条例」の一部改正につきましては、

1 部分休業を請求することができない非常勤職員から、定年前再任用短時間勤務職員を除く。

2 当該条例の一部改正に伴う経過措置として、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして当該条例を適用することを定めるものでございます。

続きまして第3条、「北河内4市リサイクル施設組合職員の分限に関する条例」の

一部改正につきましては、地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職員への降任及び他の職への降任に伴う降給については、当該条例に定める分限の手続を適用しないこととするなど、所要の規定の整備を行うものでございます。

また、附則として、施行期日を令和5年4月1日とするとともに、各条例の一部改正に伴うその他経過措置を定めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（漆原周義君）　これから質疑に入ります。なお、会議規則により、質疑の回数は3回を超えることはできません。

また、質疑は議題外に及ぶことのないよう念のためお知らせいたします。

これから質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（漆原周義君）　質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（漆原周義君）　討論なしと認めます。

これから報告第1号を採決します。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（漆原周義君）　ご異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり承認することに決しました。

○議長（漆原周義君）　以上をもって本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

閉会に際し、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。

広瀬管理者。

○管理者（広瀬慶輔君）　令和5年7月北河内4市リサイクル施設組合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日もご提案申し上げました、2件の案件につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおりにご同意、ご承認を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

今後とも、議員各位におかれましては、北河内4市リサイクル施設組合の事業推進

のため、なお一層のご指導、ごべんたつを賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、いよいよ暑さも本格化してまいります。議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意され、なお一層ご活躍をいただきますよう、ご祈念を申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

○議長（漆原周義君） それでは、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに無事、令和5年7月臨時会の全ての日程を終えることができました。

議員の皆さん、理事者の皆さん及び全ての関係者の皆様のご協力に心から御礼を申し上げます。

また、このたびは、議員の皆さんの温かいご支持をいただきまして、北川副議長とともに正副議長の重職に就任させていただきました。

私ども二人は、皆様方のご期待にお応えすべく協力して、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力いただきますようお願いを申し上げ、甚だ簡単ではございますが、閉会に際しましてのご挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして、令和5年7月北河内4市リサイクル施設組合議会臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

（午後2時29分 閉会）

1. 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北河内4市リサイクル施設組合議会 臨時議長 北川 健 治

北河内4市リサイクル施設組合議会 議 長 漆 原 周 義

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 川 口 肇 人

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 土 井 一 慶

令和5年7月21日 北河内4市リサイクル施設組合議会
令和5年7月臨時会付議事件結果一覧表

事件番号	事 件 名	議決年月日	議決の結果	備 考
—	会期の決定	令和5年7月21日	決 定	会期1日間
選 挙 第 1 号	議長の選挙	令和5年7月21日	選 挙 (指名推選)	漆原 周義
—	議席の指定			
選 挙 第 2 号	副議長の選挙	令和5年7月21日	選 挙 (指名推選)	北川 健治
議 案 第 4 号	監査委員の選任	令和5年7月21日	同 意	皿海 ふみ
報 告 第 1 号	専決処分の報告	令和5年7月21日	承 認	